

# 長崎県立時和特別支援学校 学校いじめ防止基本方針

## 1 学校いじめ防止基本方針

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域の方も積極的に取り込むことが必要であり、これまでも、国や各地域、学校において、様々な取組が行われてきた。しかしながら、未だ、いじめを背景として、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生している。

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人一人が、いじめはどの子どもにも、どの学校にも、起こりうるものであるが、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」との意識をもち、安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。（「長崎県いじめ防止基本方針（令和8年改訂）」から一部引用）

「学校いじめ防止基本方針」には「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」を主な項目として「学校がどのような子どもを育てようとしているのか」、そのために「教職員は何をするのか」、「保護者や地域はどのように協力するのか」「関係機関とどう連携するのか」等を示す。

## 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第二条から）

### ※具体的ないじめの態様

- 1) 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 2) 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 3) ぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする
- 4) 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 5) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- 6) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮し、警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

### 3 いじめ防止に向けての基本的な考え方

いじめ問題に取り組むに当たっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「いじめの防止・早期発見」「積極的認知」を心掛ける必要がある。また、いじめが認知された場合は「早期対処」に的確に取り組むことが必要である。

いじめには、様々な特質があるが、以下の①～⑧の基本認識をもち、いじめの防止に当たるものとする。

#### 【いじめの基本認識】

- ①いじめは、どの児童生徒にも起こり得るものである。
- ②いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは、大人には気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめは、その行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは、家庭教育の在り方に大きく関わる問題である。
- ⑧いじめは、学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

### 4 いじめ防止のための組織

学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめに対する措置を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

#### (1) 構成員

校長、教頭、部主事、生徒指導主事、生活指導主任、カウンセラー、養護教諭、 関係学級担任、外部委員(学校評議員等) その他必要に応じて関係機関(SC、SSW、医師、警察等)
---

#### (2) 役割

- ①学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の役割。
- ②いじめの相談・通報の窓口の役割。
- ③いじめの疑いに関する情報や、児童生徒の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う役割。
- ④いじめに組織的に対応するための中核としての役割。

## 5 学校の取組

### <いじめの防止>

- 「長崎県いじめ対策リーフレット」等を活用し、いじめ問題に関する指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を図り、その観察力や対応力の向上に努める。
- 教育活動全体を通して、社会性を培う取組や共感的人間関係を育成する指導・支援を継続して行うために、人権教育の充実と、お互いを思いやり、尊重し、生命を大切にする指導等に努める。
- 「長崎っ子の心を見つめる教育週間」等を活用して、いじめ防止や生命尊重等の道德性の育成をねらいとした取組を行う。
- 児童生徒と教職員及び児童生徒同士の信頼関係を構築し、自他ともに認め合い一人一人に居場所のある学校生活の中で、児童生徒の発達段階に応じて、「夢・憧れ・志」を育むようなキャリア教育を行い、自己肯定感を高める。
- 道徳科の授業をはじめとした道徳教育や学級活動などにおいて、いじめに関わる問題を取り上げるなど、児童生徒が主体的に取り組む活動を計画的に仕組み、指導・支援することで、児童生徒の「規範意識」や「思いやりの心」の育成を図る。
- 定期的または必要に応じてアンケートを実施し、いじめに関わる相談を行う機会を設ける。
- 教職員一人一人が、個々の児童生徒の障害特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用し、必要に応じて、関係機関と連携をとりながら適切な指導及び必要な支援を行う。
- 「学校いじめ防止基本方針」をホームページへ掲載し、保護者・地域住民が容易に確認できるようにして一層の連携を図る。

### <いじめの早期発見>

- 「いじめはどの学校でも、どの児童生徒にも起こり得るものである。」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童生徒の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童生徒の小さなサインを見逃さない鋭い感覚を身に付ける。
- 児童生徒のささいな変化に気付いた場合、部全体で共有するようにし、複数の目で把握に努める。
- 定期的な面談以外に、日頃から児童生徒、保護者から相談しやすい学校の雰囲気を作る。
- 連絡帳等を介して保護者からの情報を収集したり、PTAや児童生徒が利用している福祉サービス事業所等と組織的に連携・協働したりして情報を収集する。
- 定期的・必要に応じたアンケートを実施し、児童生徒の実態などを把握する。アンケートの結果を担当、関係教職員、生活部職員及び部主事で共有する。気になる事案があれば、「いじめ防止対策委員会」で状況の報告や情報の共有、今後の方針を検討する。

### <いじめに対する措置>

- 児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは、「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして、県教育委員会に報告し、直ちに事実関係の確認を行うなど調査に当たる。

- いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。
- 些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、正確且つ迅速な事実関係の把握に努め、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制を整える。
- いじめを発見した場合は、速やかにその行為をやめさせる。また、特定の教職員で問題を抱え込まず、速やかに「いじめ防止対策委員会」へ報告し、その情報を共有する。
- いじめられた児童生徒へ事実関係の聴取を行い、その後の心のケア、弾力的措置等、いじめから守り通すための対応を行う。また、聴取後は、保護者へ確実な情報を迅速に伝え、今後の対応について情報を共有する。
- いじめたとされる児童生徒からも、事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合は、心理的孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、アセスメントと指導・援助（出席停止も含む）の他、警察等との連携による措置も含め毅然とした対応を行う。  
また、他人の心の痛みや苦しみを知ることができるよう指導し、再発を防止する措置をとる。
- いじめたとされる児童生徒の保護者へも、確実な情報を迅速に伝え、継続的な助言を行う。
- いじめが解消したと見られても、被害児童生徒及び加害児童生徒については日常的に注意深く観察し、折りに触れ必要な指導を行う。
- ネット上のいじめへの対応で、ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。また、必要に応じて、警察や法務局等と適切な連携を図る。

## 6 保護者の取組

### <いじめの防止>

- 子どもにとって、自分の居場所があり、安心して暮らせる家庭環境を作る。
- 学校での出来事を聞いたり友人関係を確認したりして、普段からのコミュニケーションを大切に  
にする。
- 子どもの発達段階に応じて、友達との関わり方や善悪の判断、正義感を育むための話をする。
- 携帯電話やインターネットを使うときのルール作りを行う。
- ささいなことでも気になることがあれば学校へ相談をする。

### <いじめの早期発見>

- 日頃から、子どもとのコミュニケーションをとるようにする。
- 子どもの様子を観察し、異変に気付くようにする。
- 連絡帳等を通して、学校やデイサービス等との連携を密にし、子どもの情報を共有する。
- 悩みなど、何でも相談できるような雰囲気普段から作っておく。

### <いじめに対する措置>

- 子どもの気持ちを大切に、しっかりと子どもの話に耳を傾ける。
- 保護者が抱え込まず、学校や相談機関に相談する。
- いじめの問題解決に向けた学校の方針や処置について、意見交換を行う。

## 7 児童生徒の取組

### <いじめの防止>

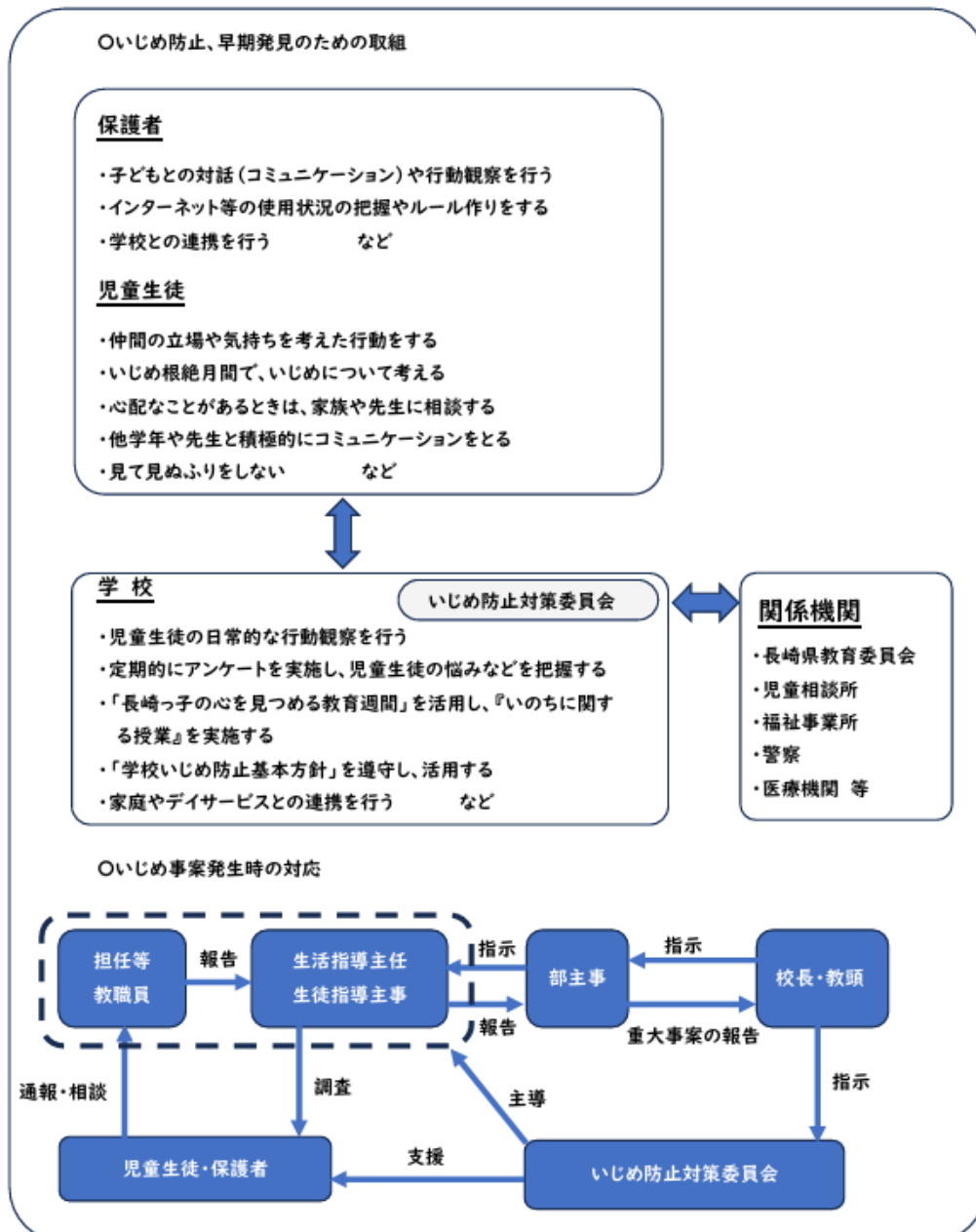
- 自分の気持ちだけを優先せず、仲間の立場や気持ちを考えた行動をする。
- いじめ根絶月間を設定し、いじめについて考える。

### <いじめの早期発見>

- 普段からコミュニケーションをとり、心配なことがあるときには、家族や先生に相談する。
- 友達がいじめられているところを見たり、聞いたりしたら家族や先生に知らせる。

### <いじめに対する措置>

- はやし立てたり、おもしろがったりしない。
- 見て見ぬふりをしない。
- 友達の気持ちに寄り添い、親身になって接する。
- 勇気をもって、家族や先生に知らせる。



## 8 重大事態への対処

(1) 重大事態とは、次に掲げる①②③の場合をいう。

- ①いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合。
- ②いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合。
- ③児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあった場合。

(2) 重大事態が発生した場合の対応

- 別添資料(長崎県いじめ防止基本方針「3 重大事態への対処」)に従って対処するものとする。

## 9 公表 点検 評価

- (1) 児童生徒、保護者、関係機関等へ「学校いじめ防止基本方針」を説明したり、ホームページに公開したりする。
- (2) 学校評価において、いじめ防止への取組を保護者、児童生徒、所属職員で評価する。
- (3) 年間の取組について、学校評議員会において報告し、意見を求める。